平成２３年（フ）第６０号
山梨県上野原市西原2940番地
債務者　舩木　克之
1　決定年月日時　平成23年９月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　八巻佐知子
4　破産債権の届出期間　平成23年10月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年12月21日午前10時
6　免責意見申述期間　平成23年11月22日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２３年（フ）第６１号
山梨県上野原市西原2940番地
債務者　舩木　公人
1　決定年月日時　平成23年９月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　八巻佐知子
4　破産債権の届出期間　平成23年10月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年12月21日午前10時
6　免責意見申述期間　平成23年11月22日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２３年（フ）第５８９１号
大阪市浪速区桜川３丁目５番６号　アークハイム川島703号
債務者　高岡　道子
1　決定年月日時　平成23年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松原　浩晃
4　破産債権の届出期間　平成23年11月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年12月８日午後３時
6　免責意見申述期間　平成23年11月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５８９６号
大阪府東大阪市長田３丁目８番16―1403号
債務者　中村　徹夫
1　決定年月日時　平成23年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松原　浩晃
4　破産債権の届出期間　平成23年11月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年12月８日午後３時30分
6　免責意見申述期間　平成23年11月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７２４号
大阪府岸和田市南上町２丁目34番21号
債務者　こまめや商店こと　山本　**隆**生
1　決定年月日時　平成23年９月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　奥田　聡子
4　破産債権の届出期間　平成23年10月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年12月６日午後２時
6　免責意見申述期間　平成23年11月24日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第１１９号
鹿児島県鹿屋市寿５丁目21番24号　サンハイツ松下301号、前住所鹿児島県霧島市国分中央６丁目７番１号　レジデンス林201号
債務者　有馬　広崇
1　決定年月日時　平成23年９月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤枝紘一郎
4　破産債権の届出期間　平成23年10月21日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月24日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成23年11月24日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２３年（フ）第１３１号
鹿児島県垂水市二川1079番地２
債務者　森　　正二
1　決定年月日時　平成23年９月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　原田　喜之
4　破産債権の届出期間　平成23年10月21日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月24日午後３時
6　免責意見申述期間　平成23年11月24日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２３年（フ）第５２号
長野県岡谷市神明町４丁目３番10―301号　パークハイツ神明301
債務者　浜　　誠
1　決定年月日時　平成23年９月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　縄田　政幸
4　破産債権の届出期間　平成23年10月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年12月２日午前11時
6　免責意見申述期間　平成23年11月25日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２３年（フ）第４１２号
茨城県那珂郡東海村村松北１丁目11番１号
債務者　木村　祐介
1　決定年月日時　平成23年９月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田原　　緑
4　破産債権の届出期間　平成23年11月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年12月21日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成23年12月１日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第１６７号
北海道勇払郡安平町遠浅707番地21
債務者　大門　光秋
1　決定年月日時　平成23年９月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高田周一郎
4　破産債権の届出期間　平成23年10月19日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年12月20日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２３年（フ）第５７４号
神奈川県足柄下郡湯河原町城堀71番地の４　城堀マンション302、前住所神奈川県足柄下郡湯河原町宮上458番地
債務者　竹村　迪幸
1　決定年月日時　平成23年９月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三川真由美
4　破産債権の届出期間　平成23年10月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月16日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成24年１月13日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第１５３号
岩手県紫波郡矢巾町大字広宮沢第１地割２番地545
債務者　宿田　敦子
1　決定年月日時　平成23年９月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山中　俊介
4　破産債権の届出期間　平成23年10月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月18日午前11時
6　免責意見申述期間　平成24年１月17日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第１２８５１号
神奈川県三浦市南下浦町金田978―８
債務者　段原　百合（旧姓竹内）
1　決定年月日時　平成23年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　加納　　誉
4　破産債権の届出期間　平成23年10月19日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年11月18日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成23年11月18日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１２８５２号
東京都東村山市栄町１丁目１―39
債務者　宮寺　昭敬
1　決定年月日時　平成23年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　加納　　誉
4　破産債権の届出期間　平成23年10月19日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年11月18日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成23年11月18日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１２８５３号
東京都東村山市栄町１丁目１―39
債務者　宮寺　眞理
1　決定年月日時　平成23年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　加納　　誉
4　破産債権の届出期間　平成23年10月19日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年11月18日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成23年11月18日まで
東京地方裁判所民事第20部